

1

●基礎年金番号

- 年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- 基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2

●氏名

届出者が自署で記入してください。

3

●連絡先電話番号

日中に問い合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

国民年金基金連合会

届書コード 04091 届出区分 掛金額変更

基礎年金番号 1234-567890 氏名 フリガナ ネンキン イチロウ 氏名 年金 一郎 生年月日 昭和 49年10月06日 平成 性別 ①男 ②女

住所 フリガナ トウキョウト マルマルク シカクサンカク1-2-3 東京 都 市 区 町 村 1-2-3 連絡先電話番号 (12) 3456.7890

企業年金制度等		拠出限度額 (月額)
<input checked="" type="checkbox"/>	00 他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)	23,000円
<input checked="" type="checkbox"/>	10 企業型確定拠出年金	20,000円
<input type="checkbox"/>	11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金	
<input type="checkbox"/>	12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	
<input type="checkbox"/>	13 厚生年金基金	
<input type="checkbox"/>	14 確定給付企業年金	
<input type="checkbox"/>	15 石炭鉱業年金基金	
<input checked="" type="checkbox"/>	16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金	20,000円※ ※令和6年12月分から
<input type="checkbox"/>	50 国家公務員共済組合(長期)	
<input type="checkbox"/>	51 地方公務員共済組合(長期)	
<input type="checkbox"/>	52 私立学校教職員共済制度(長期)	
<input checked="" type="checkbox"/>	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)	

掛金額区分 ① 令和6年12月分(令和7年1月引落し)から掛金を毎月定額で納付します 掛金額変更 20千0000円

【ご注意】
 ・令和6年12月よりも前に毎月定額の納付方法に変更を希望する場合は、この届出書では手続きができませんので、別途お申し込みが必要です。
 ・なお、この届出書の提出後にiDeCo登録情報に変更があった場合、今回の変更内容が反映できず、別途お手続きが必要になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ・また、企業年金等との合算管理の結果、掛金が自動減額または一時停止となる場合があります。

4

●企業年金制度等

- 同一事業所内で企業年金制度等の加入状況に変更があった場合は、この届書ではなく「加入者他年金(企業年金等)加入状況変更届(K-028号)」を提出してください。
 - ご自身の企業年金制度等の加入状況について、該当する□にレ点を記入してください。
 - 複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の大きい□に点を記入してください。
- (例)「14:確定給付企業年金」と「52:私立学校教職員共済制度(長期)」に該当する場合は、「52」の□にレ点をつける。

5

● 毎月の掛金額

- ・毎月の掛金額は、5,000円～拠出限度額（ご自身の企業年金制度等の加入状況、各企業年金等の掛金額に対応する拠出限度額）まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。

◇ 第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、各企業年金等の掛金額によって異なります。

- ① 拠出限度額：23,000円
00：他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)

- ② 拠出限度額：20,000円
10：企業型確定拠出年金
11：企業型確定拠出年金および厚生年金基金
12：企業型確定拠出年金および確定給付企業年金
13：厚生年金基金
14：確定給付企業年金
15：石炭鉱業年金基金
16：企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

各企業年金等の掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円 - 各企業年金等の掛金額 例) 55,000円 - 50,000円 = 5,000円

◇ 共済組合員の方の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、各企業年金等の掛金額によって異なります。

- ① 拠出限度額：20,000円
50：国家公務員共済組合員(長期)
51：地方公務員共済組合員(長期)
52：私立学校教職員共済制度(長期)
53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)

各企業年金等の掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円 - 各企業年金等の掛金額 例) 55,000円 - 50,000円 = 5,000円

注意事項

- この届書は第2号被保険者の方(会社員など厚生年金適用事業所に勤めている方)、共済組合員の方(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の共済組合員の方)のためのものです。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
(選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 原則として毎月の掛金額は1/26引落(前年12月分)～12/26引落(11月分)に1回のみ変更可能です。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 個人型年金と企業年金等に同時加入し、各企業年金等の掛金額が次に該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
 - ・各企業年金等の掛金額が35,000円以上
個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(各企業年金等の掛金額-35,000円)」
(注)上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、個人型年金の掛金は拠出できません。